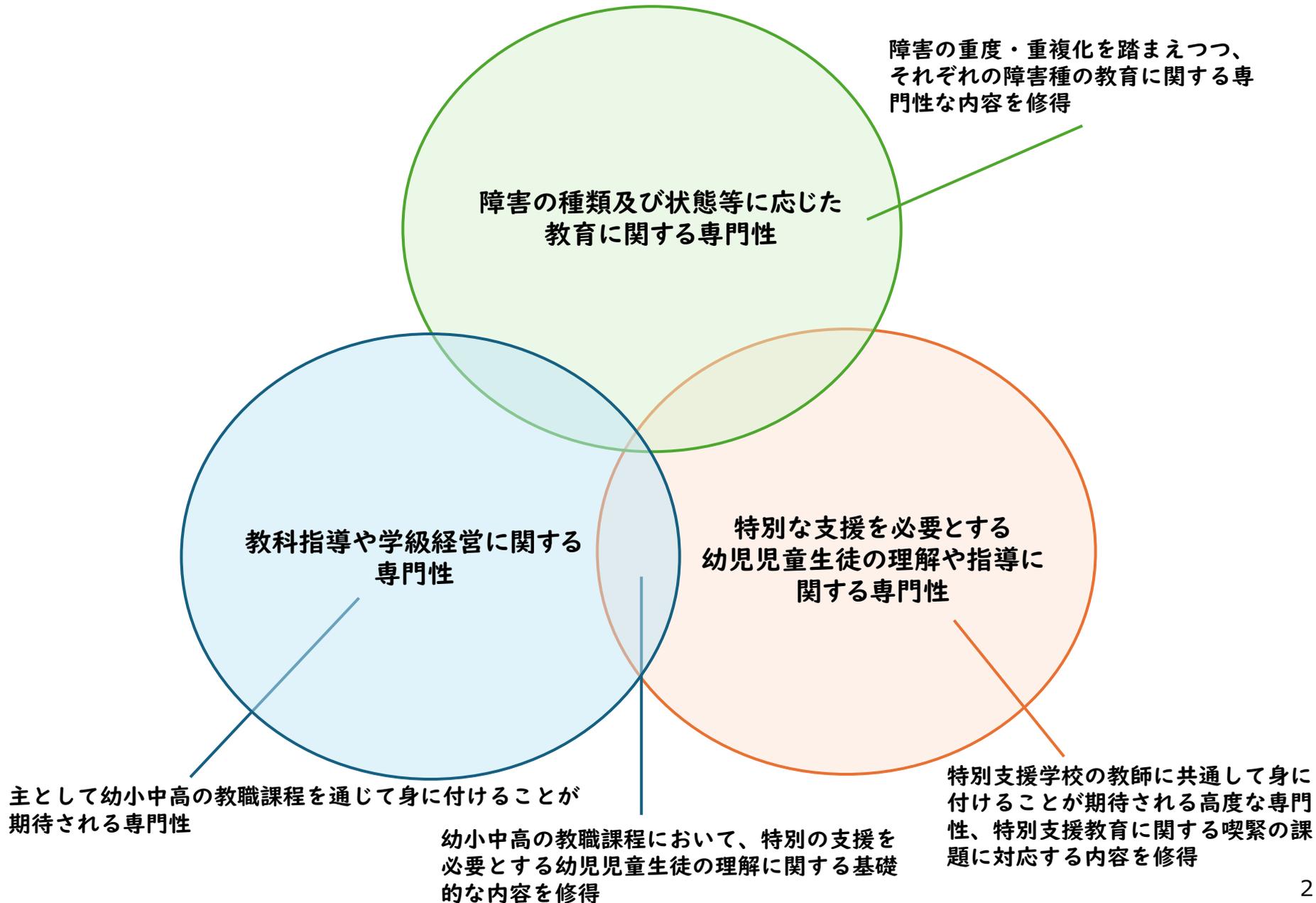


特別支援学校教諭の免許制度や その教職課程の在り方に係る論点

特別支援教育に携わる教師に求められる専門性（イメージ）



特別支援学校の教師の専門性に関する課題

1. 特別な支援を必要とする子供たちの理解や指導に共通する課題

- 自ら学び続ける特別支援学校の教師の育成に向けては、専門知としての理論と特別支援教育に関する総合的な実践知を身に付けるとともに、実践に基づく省察を繰り返すことが必要であり、教職課程においても、理論と実践の架橋による不断の学びが必要
- 特別支援教育を実施する上での根幹となる自立活動の指導について、特別支援学校の免許状の取得を希望する全ての学生が共通して学ぶ内容と、障害種ごとに異なる自立活動の専門性を踏まえ、自立活動に関する重層的な学びを確保する教職課程の在り方が必要
- 次期学習指導要領に向けた検討の中で重視されている内容、特に、「深い学び」の授業での具現化や、情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現に向けて、特別な支援を必要とする子供たちの実態を踏まえた教育課程を実践するための指導の実現が課題

2. 障害の種類及び状態等に応じた教育の専門性に関する課題

- 特別支援学校の教師には、障害の種類に応じて、その障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握し、適切に指導する高度な専門性が求められており、教職課程で共通で学ぶべき内容を再構造化・体系化した上で、生涯を通じて専門性を伸ばしていく仕組みが必要
- その際、教師は個別の専門知の集積にとどまることなく、実践と省察を通じて、概念としての習得や深い意味理解を図り、学校現場の課題解決に向けた手立てを的確に講じることが求められている
- 特別支援学校に在籍する子供たちの重複障害の割合も踏まえ、それぞれの障害領域においては、単一障害を前提とした専門性はもとより、重複障害を前提とした専門性の修得も必要（複数の障害領域の免許状を有するし教師の割合は自治体間で差がある現状がある
- このような現状を踏まえ、養成段階において共通で学ぶべき内容について再構造化・体系化を図った上で、特別支援学校に勤務する教師については、全ての障害領域の免許状を取得することで、特別支援学校をめぐる様々な喫緊の課題に対応できる幅広い専門性を有することが課題

3. 教科指導の専門性に関する課題

- 特別支援学校の教師には、特別支援教育と教科教育や学級経営等の専門性をバランス良く身に付け、向上させることが求められているが、障害により生じる困難さに対応しつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた授業づくりの実践に課題を抱えている学校・教師も少なからず存在する
- デジタル学習基盤を十分に活用できていない状況や、社会や産業構造の変化を踏まえた指導内容の見直しを図られていない授業も見受けられており、特別支援学校における教科の指導力・授業力の更なる向上が課題（特に教科担任制である中・高においては喫緊の課題）
- 幼稚部から高等部までの幅広い年齢や発達段階の子供が在籍していることも踏まえ、中・高の教科指導の学修に力を入れている学生や、教科の高い授業力を現に有している小・中・高の現職教員が、併せて特別支援学校の教師を目指せるような仕組みの構築も課題

- 学生が所属している学部等での専門的な学修や、学生が身に付けたいと思う専門分野の学修、他資格との併有等に取り組みやすくする
- 学び続ける教師としての基礎能力の育成に向けて、特別支援学校の教職課程について「理論」と「実践」を有機的に統合、特別支援学校の教師として求められる省察的実践力を育成
- 次期学習指導要領の検討で重視されている内容を踏まえた教科の指導力・授業力と特別支援教育に関する高い専門性を併せ有する資質能力の育成
- 複数の障害領域の免許状を有するなど、特別支援教育に関する幅広い専門性の修得（複数領域の免許状保有の促進に向けた見直し等）
- 基礎免許状である幼小中高の教職課程における特別支援教育に関する内容の見直しを踏まえた検討も実施
- デジタル・CBTも活用した事前事後学習による単位の実質化を促進

これらを実現するための特別支援学校の教職課程の再構造化を検討

特別支援学校の教師の資質能力の育成イメージ

- 特別支援学校において、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成していくためには、**養成・採用・研修の各段階において、教職課程の学生や教師が、生涯を通じて幅広い専門性を身に付け、伸ばせるような仕組みにしておくことが必要。**実践と省察を通じた概念としての習得や深い意味理解を図り、学校現場の課題解決に資する資質能力を身に付けることが期待される。
- 養成段階では、**共通で学ぶべき内容を再構造化・体系化した上で、複数の障害種に係る専門性の確保に資する教員養成**を行う。採用段階では、教師に必要な基礎能力が身に付いているかを測定する。研修では、教職課程及び勤務を通じて**身に付けた専門性を更に伸ばせる機会を提供**し、複数領域の免許の取得や、免許の上進がより可能となるようにする。



① 養成段階

- 大学教育全体を通じた特別支援学校の教員の養成を徹底
 - 学生が所属している学部等での専門的な学修や他資格との併有等に取り組みやすくする
- 学び続ける教師としての基礎能力の育成に向けて、特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容を再構造化・体系化
 - 特別支援学校教諭の専門性の土台となる共通的な内容と、障害種ごとの専門的な内容の観点から再整理
 - 大学と学生の自律的なカリキュラムデザインを重視
 - 複数領域の免許状保有を促進し、特別支援教育に関する幅広い専門性を修得

特別支援学校の教師
を目指す学生の
学びの拡幅



② 採用段階

- 特別支援学校の教師に必要な基礎能力が身についているかを測定
 - 多くの学生が特別支援学校の教師を目指せるよう、特別支援学校の教職課程を取る学生の数をこれまで以上に確保

多様な専門性を持った
者を特別支援学校の
教壇に



③ 研修段階

- 学び続ける教師として、特別支援学校の教師の資質能力を抜本的に向上
 - 特別支援学校に勤務する教師については、全ての特別支援教育領域の免許状を取得するよう促進
 - 特別支援教育に関する専門性を深めるための研修の機会を充実、保有する免許状の修士レベル化を促進
 - より幅広い専門性や、教科指導力、学級経営力の向上に向けた人事配置の工夫（障害種の枠を超えた人事異動の積極的实施）
 - 特別支援学校と小・中・高等学校の人事交流を積極的に促進

特別支援学校の教師の
専門性の広まり・
深まりを実現

特別支援学校教諭の免許制度やその教職課程の在り方に関する論点

<特別支援学校教諭の免許制度の在り方>

- 特別支援学校教諭の免許制度についても、教員養成部会論点整理及び、教職課程・免許・大学院課程WG中間まとめにおいて示された免許制度全体における見直しの方向性踏まえたものとするべきではないか。

教職課程・免許・大学院課程WG中間まとめ より

- 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成には、養成・採用・研修の各段階において、教職課程の学生や教師が、生涯を通じてそれぞれの強み専門性を伸ばせるような仕組みにしていくことが必要。
- 養成段階では、共通で学ぶべき内容を再構造化・体系化した上で、専門的な学修に基づく強み専門性も含めた教員養成を行う。採用段階では、教師に必要な基礎能力が身に付いているかを測定する。研修では、教職課程及び勤務を通じて身に付けた強み専門性を更に伸ばせる機会を提供し、免許の上進がより可能となるようにする。
- 事項名称や単位数の詳細は学校種ごと（幼稚園、小学校、中学校・高等学校、養護教諭・栄養教諭、特別支援学校）の作業部会で更に検討を進めるが、現行の一種免許状と二種免許状は、基礎的な免許状として統合を図ることとする。
- 特別支援学校教諭について、専門的な学修に基づく教員養成を行うにあたっては、学生が所属している学部等での専門的な学修や他資格との併有等に取り組みやすくとともに、特別支援教育に関する幅広い専門性の修得に向けて、複数領域の免許状保有の促進につながる免許制度としていくべきではないか。

<特別支援学校教諭免許状の教職課程の再構造化・体系化>

- 特別支援学校教諭の免許制度の在り方を踏まえ、学び続ける教師としての基礎能力の育成に向けて、教職課程の内容を再構造化・体系化すべきではないか。
- その際、複数の障害種に対応することができ、地域の小・中・高等学校等へのセンター的機能を発揮するという特別支援学校制度の趣旨を踏まえながら、特別支援学校教諭の専門性の土台となる共通的な内容と、障害の種類等に応じた専門的な内容の観点から再整理するとともに、科目間での重なりは精選し、第一欄、第二欄、第三欄の科目構成の在り方を含めて再構造化することで教職課程全体を有機的に統合することが考えられるのではないか。
- 現行では、第一欄から第四欄の科目を定め、第二欄・第三欄において「心理、生理及び病理に関する科目」と「教育課程及び指導法に関する科目」を、備考において各科目に含めるべき事項を定めているが、各大学の独自の学びを通じた障害の種類及び状態等に応じた実践的な指導を促し、大学と学生の自律的なカリキュラムデザインという方向性を踏まえた規定の在り方に見直してはどうか。
- 複数領域の免許状取得を促す観点から、科目の履修の在り方についても見直しを図ってはどうか
- また、理論と実践の統合の観点から、特別支援学校の教師として求められる省察的実践力の育成に向けた総合的な演習科目を設けることが考えられるのではないか。
- 小・中・高等学校の教職課程の見直しの方向性を踏まえ、小・中・高等学校の教職課程で必修とすべき事項、強み専門性として学ぶ可能性のある内容、特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容の関係を整理しながら検討すべきではないか。

特別支援学校教諭の教職課程の見直しイメージ（たたき台）

＜特別支援学校教諭免許状教職課程＞ 現行

特別支援教育に関する科目		一 種 免	二 種 免	
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	2	
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（学校体験活動を含む 上限1単位）	3	3	
計		26	16	

- 第一欄科目には、特別支援学校の教育に係る理念、歴史、思想と、社会的、制度的又は経営的事項を含む。
- 第二欄科目は、授与を受けようとする特別支援教育領域について、それぞれ以下の単位を修得する。
 - 視覚障害・聴覚障害
「心理、生理及び病理に関する科目」1単位以上・「教育課程及び指導法に関する科目」2単位以上を含む、合わせて8単位以上（二種免許状は4単位以上）
 - 知的障害・肢体不自由・病弱
「心理、生理及び病理に関する科目」1単位以上・「教育課程及び指導法に関する科目」2単位以上を含む、合わせて4単位以上（二種免許状は2単位以上）
- 第二欄科目のうち、「教育課程及び指導法に関する科目」は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含む。
- 知的障害教育の「教育課程及び指導法に関する科目」は、カリキュラム・マネジメントを含む。
- 第三欄科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育、並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含む。
- 第四欄教育実習は、特別支援学校において、教員として良好な成績で勤務した経験年数一年について一単位の割合で、第一欄～第三欄科目に関する単位をもって替えることができる。

見直しの方向性（たたき台）

特別支援教育に関する科目	各科目に含めることが必要な事項
特別な支援を必要とする幼児、児童又は生徒の理解及び教育に関する科目（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援教育に関する理念、歴史及び思想 ● 特別支援教育に関する社会的、制度的及び経営的事項 ● 特別支援学校の教育課程の意義及び編成の方法（自立活動の意義及び理論、知的障害特別支援学校の教育課程の編成並びにカリキュラム・マネジメントを含む。） ● 障害のある幼児、児童又は生徒に対する基礎的な理解（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者並びに医療的ケア児に対する理解を含む。）
障害の種類等に応じた教育に関する科目（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理 ● 障害のある幼児、児童又は生徒に対する指導法（重複障害のある幼児、児童又は生徒に係る指導法及び障害のある幼児、児童又は生徒の指導・支援における情報通信技術の活用を含む。）
障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（学校体験活動を含む）	
特別支援教育の実践に関する総合的な演習	

- ※ 現行の一種免許状と二種免許状を基礎的な免許状として統合を図った上で、科目の履修の在り方については、全ての教職課程で学ぶべき内容（共通性）と各大学等での独自の学び（多様性）を実現する柔軟な教職課程の実現を図る観点から検討を進めてはどうか（各特別支援教育領域の学びについても同様の考え方で検討してはどうか）
- 教育実習は、特別支援学校において、教員として良好な成績で勤務した経験年数一年について一単位の割合で、他の科目の単位をもって替えることができる。
- ◆ 特別支援学校教諭免許状を取得しようとする者は、複数の特別支援教育領域の免許状を取得するように努めるものとするとはどうか。（その際、障害の種類等に応じた科目（仮装）の履修の在り方については、複数領域の免許状取得を促す観点からの検討が必要ではないか）
- ◆ 特別支援学校に勤務する教育職員は、全ての特別支援教育領域の免許状を取得するように努めるものとするとはどうか。
- ※ 教育職員検定による、教員としての勤務年数を生かした特別支援学校教諭免許状の取得や、特別支援学校教諭免許状に新たに特別支援教育領域を追加する場合の取扱いについても、基礎的な免許状として統合を図る方向性を踏まえた教職課程の見直しの方向性を踏まえて検討してはどうか。

特別支援学校教諭免許状の概要

- 特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない。
※ただし、免許法附則第15項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭の免許状を有していなくても特別支援学校の教員になることができることとされている。
- 特別支援学校教諭の免許状は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）の特別支援教育領域を定めて授与される。免許状の授与を受けた後、新たに特別支援教育領域を追加することも可能。
- 教育職員検定(*)により、教員としての実務経験を生かして少ない単位数で免許状を取得したり、他の特別支援教育領域を追加することも可能。
* 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について免許状の授与権者である都道府県教育委員会が行う。

【教職課程】 大学等における単位

(根拠規定：免許法別表第1及び同法施行規則第7条)

特別支援教育に関する科目			専修 免許状	一種 免許状	二種 免許状	
最低 修得 単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	2	2	
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	16	8
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	5	3
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	3	3		
計			50	26	16	

他の特別支援教育領域の追加

(根拠規定：免許法施行規則第7条第4項)

		専修 免許状	一種 免許状	二種 免許状
<第二欄> 特別支援教育領域に関する科目	視覚障害又は聴覚障害	8	8	4
	知的障害、肢体不自由又は病弱	4	4	2

【教育職員検定】勤務年数＋認定講習等による単位

(根拠規定：免許法別表第7)

	専修 免許状	一種 免許状	二種 免許状
必要となる 免許状	特別支援 学校教諭 一種免許状	特別支援 学校教諭 二種免許状	幼、小、中、高 の教諭の 普通免許状
教員としての 勤務年数(*)	3年	3年	3年 ※幼小中高での勤 務含む
最低修得 単位数	15	6	6

他の特別支援教育領域の追加

(根拠規定：免許法施行規則第7条第6項)

		専修 免許状	一種 免許状	二種 免許状
教員としての勤務年数(*)		1年	1年	1年 ※幼小中高での 勤務含む
<第二欄> 特別支援教育 領域に関する科目	視覚障害又は聴 覚障害	4	4	2
	知的障害、肢体不 自由又は病弱	2	2	1

* 教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する必要がある最低在職年数

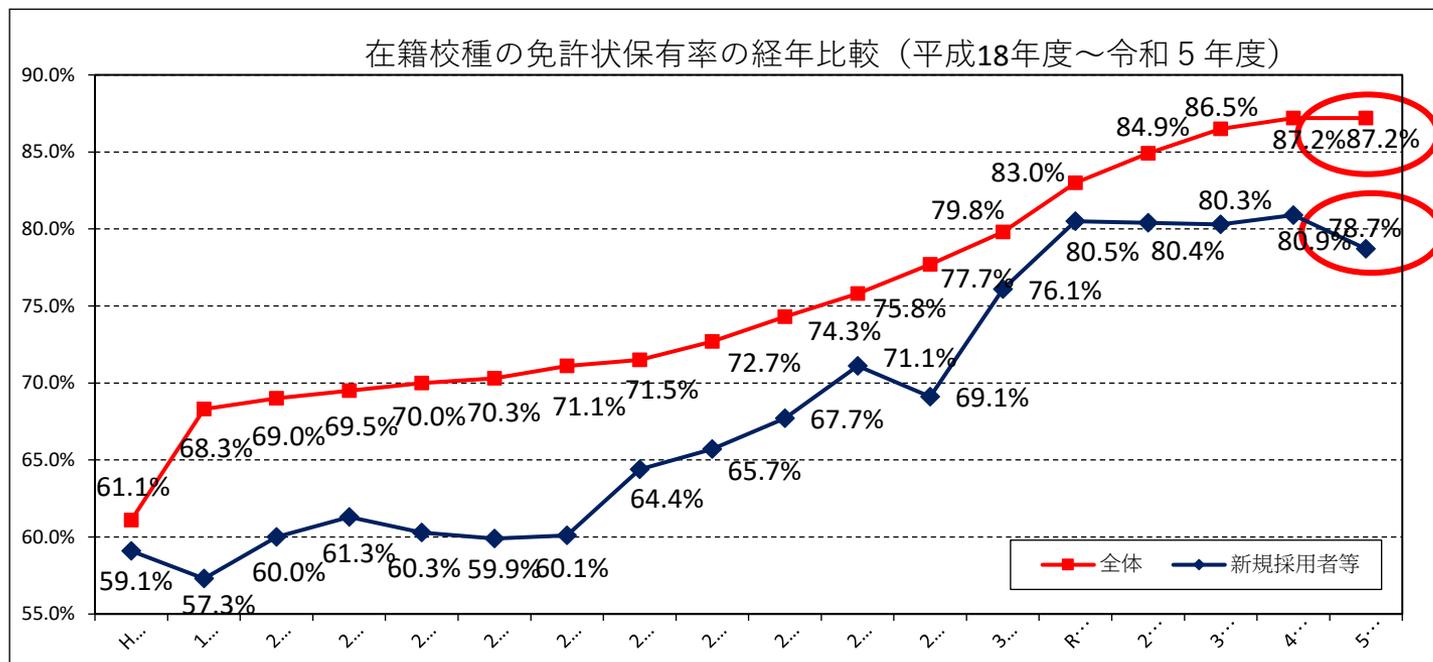
- 特別支援学級担任や通級による指導を担当する教員については、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はない。

特別支援学校教員の免許状保有率の推移

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:87.2%(令和5年度) ⇒ **本来保有すべきもの**
 ※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示

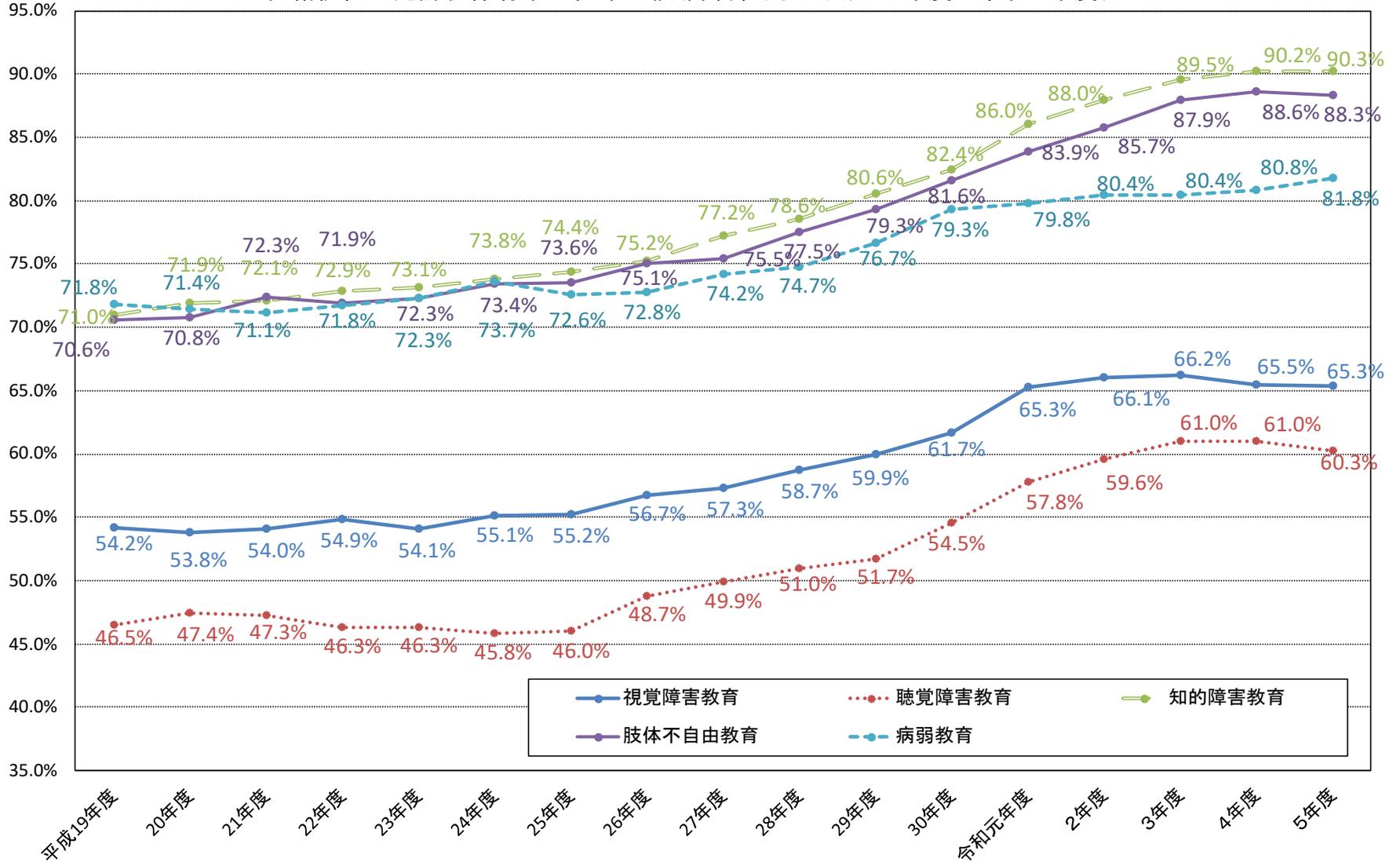


※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。
 平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合: **31.0%** (出典)文部科学省「令和6年度 学校基本調査」

在籍校種の特別支援学校教諭等免許状の保有率の推移（障害種別）

在籍校種の免許状保有率の経年比較（障害種別／平成19年度～令和5年度）



特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する大学数（令和6年4月1日時点）

			視覚障害者	聴覚障害者	知的障害者	肢体不自由者	病弱者
二種免許状	通学課程	国立	0	0	0	0	0
		公立	0	0	0	0	0
		私立	0	0	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	合計		0	0	1 (1)	1 (1)	1 (1)
一種免許状	通学課程	国立	10 (11)	17 (20)	52 (68)	51 (66)	49 (64)
		公立	0	0	8 (9)	8 (9)	7 (8)
		私立	1 (1)	4 (5)	108 (115)	104 (111)	102 (108)
	通信課程	私立	1 (1)	1 (1)	6 (6)	6 (6)	6 (6)
	合計		12 (13)	22 (26)	174 (198)	169 (192)	164 (186)
専修免許状	通学課程	国立	8 (9)	11 (13)	49 (52)	46 (48)	46 (48)
		公立	0	0	0	0	0
		私立	0	1 (1)	10 (10)	9 (9)	9 (9)
	通信課程	私立	0	0	1 (1)	0	0
	合計		8 (9)	12 (14)	60 (63)	55 (57)	55 (57)

※（ ）内は、専攻・学科数。

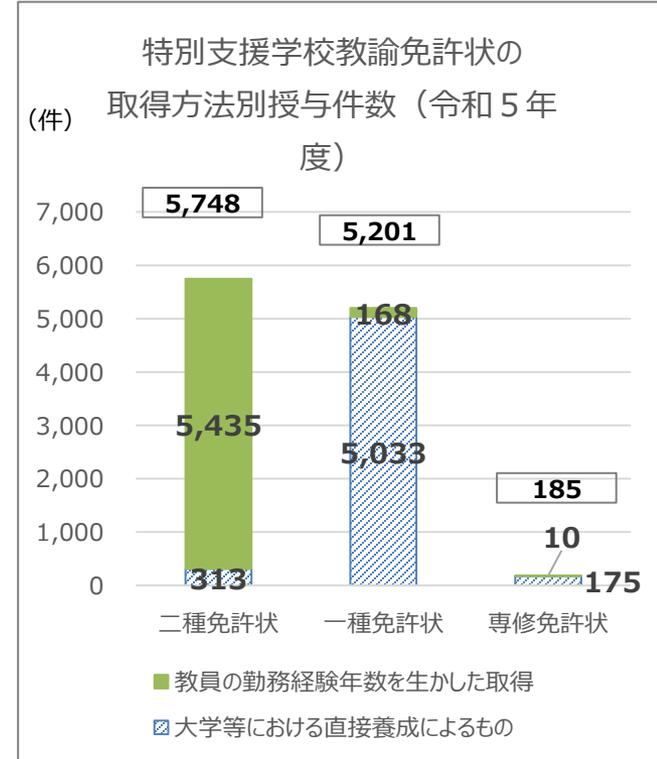
※通信課程は国立、公立で認定を受けている大学はない。

特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する専攻・学科数（令和6年4月1日時点）

＜一種免許状の通学課程・都道府県別＞

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	計		
	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県			
視覚障害者				1				2	1	1			1		1								1					1	1					1						1										12
聴覚障害者				3				2	1	2			4	1	1	1	1						1				2	1	1						1	1				1										25
知的障害者	15	2	1	6	1	1	2	5	2	5	4	4	19	5	2	1	2	1	3	3	3	3	11	1	3	8	14	9	3	1	1	2	8	6	4	1	3	1	1	9	2	2	4	1	2	3	2	192		
肢体不自由者	13	2	1	6	1	1	2	5	1	5	4	4	19	5	2	1	2	1	3	3	3	3	11	1	3	8	14	9	3	1	1	2	8	6	4	1	2	1	1	9	2	2	4	1	2	1	2	186		
病弱者	13	2	1	6	1	1	2	5	1	5	4	4	19	4	2	1	2	1	3	2	3	3	9	1	3	7	14	8	3	1	1	2	8	6	4	1	2	1	1	9	2	2	4	1	2	1	2	180		

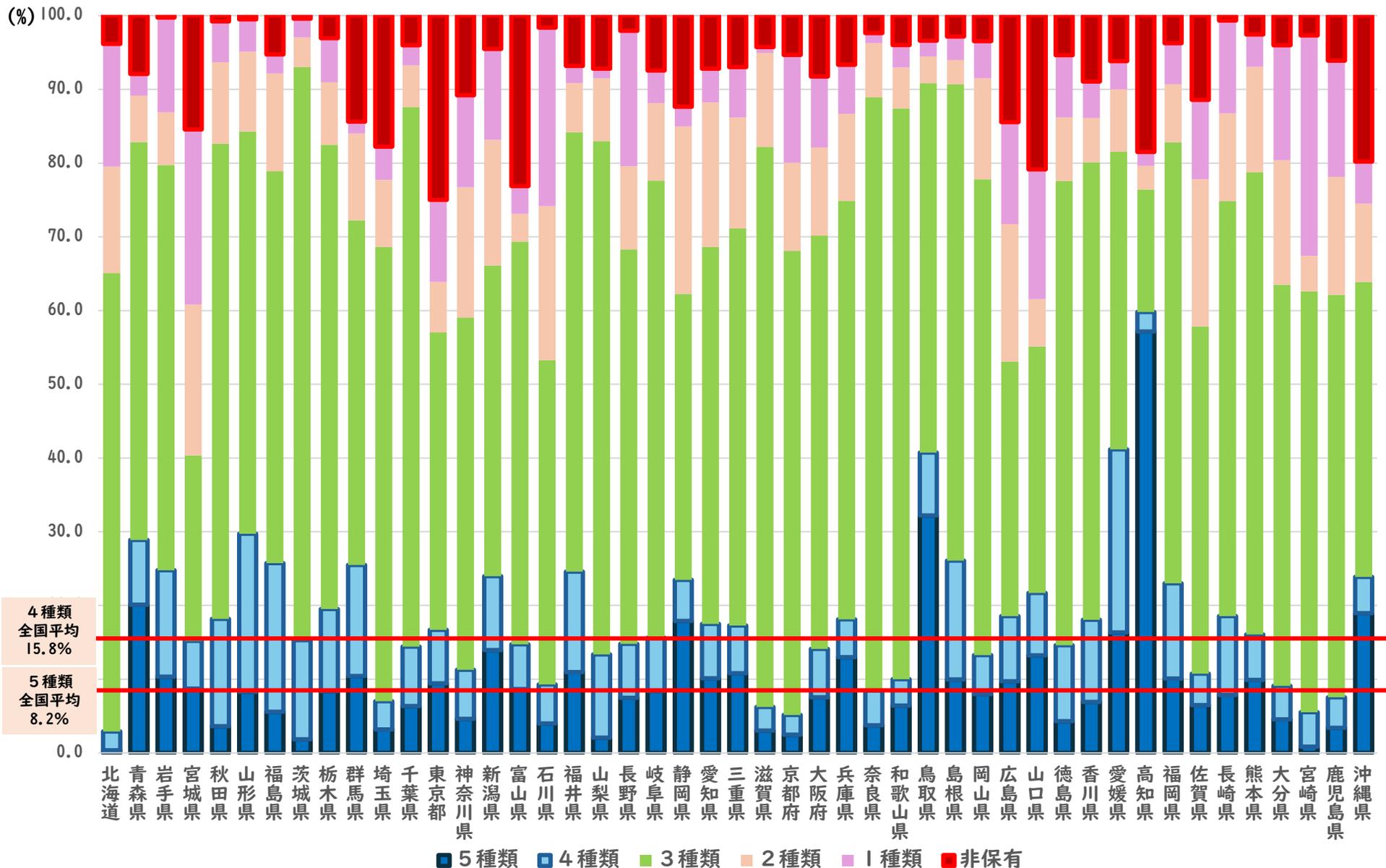
特別支援学校教諭免許状の取得方法別授与件数



出典：文部科学省「教員免許状授与件数等調査」

特別支援学校教諭のうち、保有している特別支援学校教諭免許状の障害領域の数 (公立特別支援学校(政令指定都市立を除く。))における教諭の免許状保有状況

<速報版>



出典：文部科学省調べ（令和7年度）